

社会福祉法人 日本コイノニア福祉会

久宝まぶねこども園 オリーブの会会則

第1章 名称	第1条	本会は、久宝まぶねこども園オリーブの会（以下、オリーブの会）といたします。
第2章 目的	第2条	私たちは、乳幼児の心身ともに健やかな発育のために努力し、家庭と園と社会において乳幼児の福祉の増進することを目的とします。
第3章 事業	第3条	目的を達成するため、次のことを行います。 1. キリスト教精神による久宝まぶねこども園の設立の趣旨を理解して、すべての園児のために、隣人愛の精神をもって努力します。 2. その他、オリーブの会の目的を達成するために必要なことを行います。
第4章 会員	第4条	本会の会員は、久宝まぶねこども園の園児の保護者、保育教諭職員とします。
第5章 役員	第5条	本会に次の役員を置きます。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名以内 (3) 書記 2名以内 (4) 会計 2名以内 (5) 会計監査 2名以内 (6) クラス役員 (若干名) 役員の任期は1年とします。また、留任を妨げません。
	第6条	役員を選出は、各組ごとにクラス役員を選び、互選により、会長・副会長・書記・会計・会計監査の五役を決定します。
	第7条	会長は、会を代表して会務を総括する。その他の役員は、会長を補佐し、共に会の運営にあたる。
第6章 総会	第8条	総会は1年に1回以上開きます。
	第9条	総会の定数は会員の3分の1とし、決議は出席者の過半数とし、委任状を含むものとします。
	第10条	国の緊急事態宣言、蔓延防止措置、または、大規模災害時などは総会を書面にて行います。決議は書面承認書を提出した会員数の過半数とします。また、提出がない場合や、白紙の場合は承認とみなします。
第7章 役員会	第11条	役員会は、この会の実践活動をすすめるために役員と、教職員委員によって行います。会議は、会長が招集し、必要に応じて適宜開くことができます。
第8章 会計	第12条	会計年度は4月1日より翌年3月31日までとします。

	第13条	会員は、園児1人につき、保育教諭職員1人につき10100円を40（月額）とし、一括または、半期に分けて納入するものとします。但し、国の緊急事態宣言や蔓延防止措置、大規模災害指定など、年間行事が制限された場合は、園児1人につき、保育教諭職員1人につき、10100円を30（月額）とし、一括または、半期に分けて納入するものとします。
	第14条	転出が生じ、会員からの申し出があった場合、次月から年度末までの会費の返却をすることとします。
	第15条	途中入園の場合、会費は入園月から月額で算出し、一括で徴収します。
	第16条	まぶねまつりを開催する場合は、園児1人あたり500円を徴収します。
	第17条	原則として、会費から園への寄付は行いません。
	第18条	バザー、まぶねまつりなどの事業収入は、園への寄付とします。
	第19条	会費は、年度内使い切りを原則とし、次年度への繰越は行いません。また、余剰金が出た場合は、10単位で還付、端数分は五役に一任します。
	第20条	オリーブの会の経費は、会費、事業収入を持って支弁します。
第9章 運営	第21条	運営委員会は、会長・副会長・書記・会計・園長・主幹保育教諭委員会によって構成し、必要な施策の審議、事業計画の検討、総会議案を審議することとします。
	第22条	この会則に定めるものの他は、必要な事項は総会の議決を経て、会長が別に定めるとします。
第10章 その他の重要事項	第23条	慶弔の扱いについては、慶事は略すも、弔事については、園児本人及び会員に限り一件金1万円をおくり、慶弔の意を表する。
付 則	第一条	会則は、総会において出席者の3分の2以上の合意により改正できます。
	第二条	この会則は、1980年4月1日より実施します。
	第三条	この会則は、2010年4月1日より実施します。
	第四条	この会則は、2014年5月31日より実施します。
	第五条	この会則は、2015年5月13日より実施します。
	第六条	この会則は、2021年9月29日より実施します。
補 足	※2020年度は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発出により4・5月休園のため、会費の徴収を6月から3月の10か月とした。	
	※2021年度は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発出により、昨年同様に4・5月会費の徴収を6月から3月の10か月として予算を作成した。	
	※2021年度、書面総会にて会則改定案とそれに基づく補正予算案を提出。承認されたことにより、緊急事態宣言下などの理由から会費は10300円（月額）に決定。予算編成上4月に遡り会費を徴収。	